



イギリス 投資家ビザ(Tier1 (Investor))

<目的> 一定金額を投資することで、永住権につながるビザとなります。また、その後、一定条件を満たす事で国籍取得にもつながるオプションです。

<優位性&メリット>

- ・G7加盟国の1つであり、世界でも最も生活基準が高い国の1つです。
- ・多文化社会であり、多様な文化共生のコミュニティが存在します。
- ・世界の中でも高水準の教育機関が存在し、150以上の大学や高等教育機関が存在します(公立・私立)
- ・世界でも、最も医療制度の充実した国の1つです。
- ・地理的・歴史的背景からEUの巨大経済圏へのビジネス機会も多くあります。
- ・ロンドン是世界金融市場における最も洗練されたフィナンシャルセンターの1つです。
- ・イギリスパスポート(国籍)を保持することによる各国渡航への自由度の高さや安全性が高まります。

<投資家ビザ取得のおもな要件>

- ・投資可能な資産金額、最低2万ポンドを保有している事。(ただし、この金額以上投資することで、永住ビザへの期間が短縮化可能です)
- ・投資用にイギリスへ口座開設し、投資実施3か月前から保持していること
- ・投資資金が申請者本人またはパートナーによる資産であること
- ・主申請者はビザ取得後、イギリス居住を保有期間のうち50%以上居住すること
- ・主申請者は18歳以上であること
- ・健康診断や人物審査がクリアできること。

<投資先について>

- ・イギリス上場企業への株式など
(Share capital or Loan Capital in Active and trading UK registered companies)

<申請手順>

- ・申請後、許可された場合、当初3年4か月のビザが発行となり、イギリスへ居住可能となります。
- ・その後、投資継続されていることを確認後、さらに2年間ビザ延長可能となります。

実際、一定期間投資後に、永住権といわれるIndefinite Leave to Remain (ILR)を申請することが可能となりますが、それまでの期間は投資額により異なります。

200万ポンド	投資期間 5年
500万ポンド	投資期間 3年
1000万ポンド	投資期間 2年

- ・審査期間:5日以内(特急)または3週間以内
- ・渡航予定の3か月前から申請が可能。
- ・許可後、渡航し、その後投資開始

<永住ビザへの道>

外国人はイギリス永住者になるためにはILR(Indefinite Leave to Remain)を申請する必要があります。

- ・イギリスに50%以上居住する事。
- ・イギリスについての知識や生活環境、また英語の知識があること。
- ・ILRはイギリスにおいて就労や居住が制約なしに可能です。

<国籍(パスポート)取得について>

永住ビザ(ILR)取得最低1年以上経過後、居住要件を満たした上で、国籍申請が可能となります

お問い合わせ AOM ビザコンサルティング
e-mail: info@aom-visa.com
Tel: 03-4540-6305

〒105-6027 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー27F
ホームページ: <http://aom-visa.com>
Fax: 050-8885-9318

AOM Visa Consulting

Shiroyama Trust Tower 27F. 4-3-1, Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-6027
email: info@aom-visa.com Tel: 81-3-4540-6305 Fax: 81-50-8885-9318